

不動産相談の専門家

不動産オーナー様へ「家族信託」のすすめ!

生前の財産管理・認知症対策・資金承継に最適です!

家族に託す…そろそろ考えてみようか



認知症は高齢になればなるほど発症する危険度は高まります。認知症は特別な出来事ではなく歳をとれば誰にでも起こりうる身近な病気です。厚生労働省の発表によると日本の認知症患者数は2012年時点で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人と推計され2025年には高齢者の5人に1人が認知症に。不動産相談の専門家が「家族信託」の活用でオーナー様のお悩み解決します。

認知症になると本人の意思確認が出来ず契約や売却行為は制限されます!家族信託とは本人(委託者)の財産を信頼できる家族(受託者)に対し、家賃等の利益を得る本人(受益者)のために、信託法の契約で定めた目的に従って管理運用・処分してもらう財産管理と資産承継の方法です。制限の多い成年後見制度と違い不動産・預貯金等資金処分の自由度がある画期的な制度なんです。

家族信託では不動産・預貯金等必要な分だけを信託できます。老後や介護等に必要な資金の管理を行う際、保有する不動産や預貯金などを信頼できる家族に託して管理・処分を任る事で安心できる老後を過ごせます。成年後見と違い毎月の費用は掛からず賃貸収益などは委託したご本人の物であり預金等の財産が減る訳ではありません。

売却・購入・相続・借地・査定・空き家・空き地etc!

不動産で悩んだら!コンサルティングマスターへ

何かと難しい不動産取引。これで良いの?価格は適正?
相続トラブル!空き家・空き地を処分したい!借地問題!
そんな時貴方はどうしますか?「不動産相談の専門家」
が貴方のお悩みをセカンドオピニオンします!公認不動
産コンサルティングマスター・宅建マイスターは宅建士
の上級資格です。ぜひこの機会に「不動産取引と相談の
専門家」へお気軽に相談ください。



物件情報・不動産相談・地域密着 創業28年

初回無料相談開催中!

家族信託設計・資産承継・相続対策は
元気な今が最適です。ご相談はお気軽に!



来店不要!
オンライン相談・
メール・LINE
での対応もOK!



不動産相談の専門家が
サポートします

代表者 加藤 勉 Tsutomu Kato

(公社)全日本不動産協会 (公社)不動産保証協会会員
(公社)首都圏不動産公正取引協議会会員

神奈川県不動産コンサルティング協議会理事

神奈川県不動産相談員・相模原市不動産相談員

公認 不動産コンサルティングマスター

・相続対策専門士・宅地建物取引士・宅建マイスター

・神奈川県知事免許(6)第21372号

・(公社)全日本不動産協会会員

・(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

・建設業許可般-27第64491号 ミサワホーム・横水ハウス特約店

・神奈川県相模原市緑区橋本6丁目31番17号

・最新情報発信中

<https://www.livinghome.co.jp>



●神奈川県知事免許(6)第21372号 ●(公社)全日本不動産協会会員 ●(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 ●建設業許可般-27第64491号 ミサワホーム・横水ハウス特約店
有限会社リビングホーム

お問い合わせは
042)770-6050